子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 の設置について

1. 設置の趣旨

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 において処理する。

<u>3. 主な検討事項</u>

- (1) 届出制等の対象範囲の在り方
- (2) 認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方
- (3) マッチングサイトへの対応の在り方
- (4)情報提供等の在り方
- (5) その他

4. その他

(1)委員会は原則公開とする。

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 委員名簿

氏 名	所属・役職
尾木 まり	有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
桑子 博行	違法・有害情報相談センターセンター長
坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
高田 伊久子	一般財団法人東京都母子寡婦福祉協議会会長
西尾 寿一	東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表
松原 康雄	明治学院大学社会学部教授
吉田 大樹	労働・子育てジャーナリスト
若菜 寧	千葉市こども未来局こども未来部保育運営課長

[※]委員は五十音順 ※敬称略

(オブザーバー)

所 属		
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課		
独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第1課		

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 検討スケジュール(案)

第1回(8月4日)

- ○委員長の選任
- 〇今後の進め方について
- ○現行制度について
- 〇実態調査結果の報告
- 〇論点の提示

第2回(8月25日)

〇ベビーシッター事業者、インターネットサイト運営者から ヒアリング

第3回(9月)

○とりまとめ案の検討

第4回(10月)

〇とりまとめの予定

※委員会の検討状況等を踏まえ、スケジュールの変更が有り得る。

認可外保育施設及び子どもの預かりサービスに関する調査結果(概要)について

平成26年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の施設以外での子どもの預かりサービスに係る対策の在り方等について検討する必要があり、そのための基礎資料として、各自治体、子どもの預かりサービスを実施する事業者、マッチングサイト管理者に対して実態調査を行った結果、以下のような状況が把握された。

〇自治体に対する実態調査(都道府県、指定都市、及び中核市全109自治体から回答)

・ 法令上、届出の対象外となっている認可外保育施設について把握しているのは91自治体。ただし、独自に届出制度を設けているのは2自治体のみで極めて少数、ベビーシッターや出張保育等について把握しているのは15自治体と少数。

〇子どもの預かりサービスを実施する事業者に対する実態調査(108事業者中44事業者から回答)

- ・ 賠償責任保険は、回答のあった事業者はすべて加入している(44事業者)。
- ・保育者の採用等に当たって、資格・免許の保有や育児経験等を基準としていることが多く(40事業者)、基準としては保育士(39事業者)、幼稚園教諭(36事業者)、育児経験(32事業者)が多い。(複数回答)
- ・ ベビーシッター事業者による採用時の研修は、独自研修の実施が43事業者で最も多く(複数回答)、研修時間は、短時間が多い (採用時の独自研修5時間未満:15事業者、 5時間以上10時間未満:10事業者)。
- ・ 利用者が事前に確認できる保育者の情報は、氏名(43事業者)、資格の有無(41事業者)、育児・保育経験(40事業者)が多い。 (この質問について1事業者は未回答)(複数回答)
- ・ 保護者への保育中の様子の伝達は、利用者からの求めに応じて電話で行うことが多く(36事業者)、保育終了後に行う、その日の 様子などの報告は、回答のあったすべての事業者が書面で行っている(44事業者)。(複数回答)
- ・ 利用者の募集に当たり、マッチングサイトを利用しているケースは、ほとんどない。(利用あり:1事業者)

〇子どもの預かりサービスのマッチングサイトに対する実態調査(8サイト中5サイトから回答)

- ・ マッチングサイトに登録している利用者・保育者は、利用者が最も多いサイトでは、利用者は概ね16,000人、保育者は概ね6,000人 が登録されており、最も少ないサイトでは、利用者は概ね500人、保育者は概ね500人が登録されている。
- ・ 保育者がマッチングサイトに登録する際の確認方法は、保育者本人に関する情報を証明書等を求めず自己申告としているサイトが 多い。(氏名・年齢・性別等:3サイト、住所:4サイト、保有している資格:4サイト)(複数回答)

子どもの預かりサービス等に関する実態調査等を踏まえた 今後の対応について

- 〇 平成26年3月17日、ベ ビーシッターを名乗る男 性の自宅から男児が遺体 で発見されるという、大 変痛ましい事件が発生。
- 〇 保護者は、日常的な保 育所の利用に加えて、休 日や夜間などの一時的な 預かりを必要としていた。
- インターネット上の マッチングサイトで、子 どもの預かりサービスに、 従事する者の氏名、預か り場所、資格の状況なが の重要な情報を利用者が 正確に知り得る形になが ていない等の問題点が あった。
- O このような事件が二度 と繰り返されないように するため、実態を把握す るとともに、利用者の視 点で対策を検討すること とした。

〇自治体

・ 法令上、届出の対象外となっている小規模な認可外保育施設や施設形態でないものについて、把握している自治体は少ない。

届出制等の対象範囲の 在り方の検討

<u>〇事業者</u>

実態

調

査

(1)

結

果

利

用

者

ത

視

- ・ 事業者による採用時の研修は、短時間の 研修が多い。
- ・ 回答のあった事業者はすべて保険に加入 し、保育終了後に子どもの様子を利用者に 書面で報告している。
- ・ 保育者の採用等の基準として、多くの事業者が資格・免許の保有や育児経験等を基準としており、利用者が事前に確認できることとしている。

認可外の居宅訪問型保育 事業等に対する指導監督 基準の在り方の検討

〇マッチングサイト

- ・ マッチングサイトを利用している保育者は基本的に個人であり、法人・事業所が利用しているケースは、ほとんどない。
- ・マッチングサイトへの登録に当たっては、 保育者本人に関する情報を自己申告として いるサイトが多い。

マッチングサイトへの対応の在り方等の検討

〇情報提供 _____

・ 利用できる地域の子育て支援サービスに ついての情報が保護者へ的確に伝わってい ないことが課題。

情報提供等の在り方の 検討 社会保障審 議会児童部 会の下に、 専門委員会 を設置

※平成26年秋 頃を目途に取 りまとめ予定